令和７年（フ）第２５６号
高知県吾川郡いの町枝川1328番地３　県営住宅宇治団地Ｒ７―10、旧住所高知県高岡郡日高村下分995番地
破産者　山本　美実
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４２号
高知市薊野北町２丁目14番20号　サンライフ・モラ12号、旧住所高知県高岡郡日高村下分395番地、東京都杉並区高円寺南４丁目３番９号　レオパレス高円寺南201
破産者　一二三　裕
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４９号
北九州市八幡西区野面２丁目１番17号（C103)、前住所福岡県直方市大字感田2847番地１　A―106号
破産者　渡部　由紀
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７８５号
熊本県宇城市不知火町高良1683、住民票上の住所熊本県宇城市不知火町長崎1770番地
破産者　宮本　昭博
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０９号
熊本市中央区島崎１丁目３番32号　アーサー島崎リベックス702
破産者　坂田　珠紀
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根２番地５　ベイサイド西　２Ｆ―西
破産者　八ツ橋　京一郎
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２０３号
岡山県赤磐市桜ケ丘西１丁目９―19、開始決定時の住所福島県いわき市平字紺屋町37番地の２
破産者　須田　京子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第３１９号
神奈川県横須賀市大津町３丁目30番９号、前住所神奈川県横須賀市浦賀７丁目７番２号
破産者　中田　　勤
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第７７号
熊本県荒尾市西原町２丁目15番32号、開始決定時の住所熊本県荒尾市金山482番地５
破産者　吉田　正次
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１５号
福島県いわき市平下神谷字出口82番地の１ドリーム坂本106
破産者　吉田　聡里
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第１１３０号
名古屋市中川区上流町２丁目77番地　ネオブライト101、開始決定時の住所名古屋市中川区中島新町３丁目701番地の３
破産者　村上　信也
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０５８号
大阪市旭区生江１丁目８番２―505号
破産者　佐藤　　晋
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７０５号
千葉県市川市相之川１丁目８番１―408号（プラザ南行徳）
破産者　仙﨑　昭憲
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３４８７号
大阪府高槻市牧田町５番12―403号
破産者　吉竹　優美（旧姓甲斐）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４１４９号
大阪市平野区加美北１丁目16番13号メゾングレース303号室、開始決定時大阪市平野区喜連１丁目７番38号
破産者　坂本　玲子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３０９号
大阪市西成区潮路２丁目６番16号
破産者　朝田　兼司
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部